■ 貸倒引当金、貸出金償却

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

Ｐ17「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」を参照ください。

貸出金償却

（単位:百万円）

	2021年度	2022年度
貸出金償却	190	174

■ 役職員の報酬体系について

1.対象役員

〈にっしん〉における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職金」で構成されています。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、理事の報酬を理事会で、監事の報酬を監事会で、それぞれ総代会で認められている総額の範囲内で決定しています。

【賞与】

役員賞与は、当該役員賞与の対象となる会計期間中の総代会においてあらかじめ総枠についての決議を行い、その総枠の範囲内で、会計期間終了後の理事会及び監事会で決議しています。

【退職金】

退職金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、〈にっしん〉では、全役員に適用される退職金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めています。

①役員退職金:退職した場合

②退職弔意金:在職中に死亡した場合

③退職金の算定:在任期間に応じた支給率

（2）2022年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位:百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	218

（注）1.　対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。（期中に退任した者はいません）。

2.　左記の内訳は、「基本報酬」154百万円、「賞与」39百万円、「退職金」24百万円となっています。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に計上した未払費用を除く）と当年度に計上した未払費用の合計額です。

「退職金」は、当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.　使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

〈にっしん〉における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、〈にっしん〉の非常勤役員、〈にっしん〉の職員、〈にっしん〉の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、〈にっしん〉の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2022年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1.　対象職員等には、期中に退任･退職した者も含めています。

2.　「主要な連結子法人等」とは、〈にっしん〉の連結子法人等のうち、〈にっしん〉の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。「なお、2022年度においては、該当する会社はありませんでした。」

3.　「同等額」は、2022年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

4.　2022年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■ 退職給付会計について

1.採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため昭和41年8月より適格退職年金による退職給付制度を採用していましたが、平成18年10月より現在の確定給付企業年金法に基づく退職給付制度に移行しています。

〈にっしん〉は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、〈にっしん〉の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める〈にっしん〉の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（2022年3月31日現在）

年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
差引額	△66,857百万円

②制度全体に占める〈にっしん〉の掛金拠出割合

（2022年3月31日現在）0.5729%

③補足説明

左記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 162,618 百万円及び別途積立金 95,760 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、〈にっしん〉は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金110百万円を費用処理しています。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は〈にっしん〉の実際の負担割合とは一致しません。

2.退職給付債務に関する事項

（単位:百万円）

区　分	金額 2021年度	金額 2022年度
退職給付債務（A）	2,326	2,225
年金資産（B）	2,981	2,930
前払年金費用（C）	△345	△413
未認識過去勤務費用（D）	－	－
未認識数理計算上の差異（E）	△309	△292
その他（会計基準変更時差異の未処理額）（F）	－	－
退職給付引当金（A－B－C－D－E－F）	0	0

3.退職給付費用に関する事項

（単位:百万円）

区　分	金額 2021年度	金額 2022年度
勤務費用（A）	129	126
利息費用（B）	7	10
期待運用収益（C）	△9	△13
過去勤務費用の費用処理額（D）	－	－
数理計算上の差異の費用処理額（E）	△58	△79
会計基準変更時差異の費用処理額（F）	－	－
その他（臨時に支払った割増退職金等）（G）	－	－
退職給付費用（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	69	43

4.退職給付債務の計算の基礎に関する事項

（単位:%）

区　　分	摘　　要	
	2021年度	2022年度
（1）割引率	0.45	0.82
（2）長期期待運用収益率	0.45	0.82
（3）退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準	給付算定式基準
（4）過去勤務費用の額の処理年数	現在未認識過去勤務費用はありません。	
（5）数理計算上の差異の処理年数	5年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から損益処理する）	
（6）会計基準変更時差異の処理年数	現在未認識会計基準変更時差異はありません。	